

旧	新
ビジ助でんき需給約款 (低圧) I 総則 第1条適用 <u>1</u> 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このビジ助でんき需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）によります。なお、本約款に定めのない<u>ものについて</u>は、関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に従います。 <u>2</u> お客さまおよび当社は、本約款その他の当社とお客さまが需給契約の内容とすることに別途合意した事項（以下併せて「本契約」といいます。）<u>に定められた事項</u>を遵守<u>するものと</u>します。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守<u>するものと</u>します。 第2条本約款等の変更 <u>1</u> 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金単価等を変更することがあります。 なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件（以下「本約款等」とい	ビジ助でんき需給約款 (低圧) I 総則 第1条 適用 <u>1</u> 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このビジ助でんき需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）によります。なお、本約款に定めのない<u>事項</u>は、関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に従います。 <u>2</u> お客さまおよび当社は、本約款その他の当社とお客さまが需給契約の内容とすることに別途合意した事項（以下併せて「本契約」といいます。）を遵守します。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守します。 第2条 本約款等の変更 <u>1</u> 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金単価等を変更することがあります。 なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件（以下「本約款等」とい

旧	新
ます。)を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」と総称します。）<u>により周知することと</u>します。この<u>周知</u>が行われ、効力発生時期が到来した<u>場合には、供給条件は、</u>変更後の本約款等<u>によります。</u> <u>2</u> 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の<u>方法により行うことについて、</u>あらかじめ承諾<u>していただきます。</u> （<u>2</u>）契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により<u>行い、</u>当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 <u>3 2</u>にかかわらず、本約款等の変更が、法令・条例・規則等の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾<u>していただきます。</u>	ます。)を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（<u>電磁的な方法を含み、</u>以下「当社が適切と判断した方法」と総称します。）<u>で公表</u>します。この<u>公表</u>が行われ、効力発生時期が到来した<u>ときから、</u>変更後の本約款等<u>が適用されます。</u> <u>2</u> 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の<u>各号に、</u>あらかじめ承諾<u>します。</u> （<u>2</u>）契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 <u>3 2(2)</u>にかかわらず、本約款等の変更が、法令・条例・規則等の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾<u>します。</u>
Ⅱ 契約の申込み 第<u>6</u>条電気需給契約の申込み	Ⅱ 契約の申込み 第<u>6</u>条 電気需給契約の申込み

旧	新
<u>1</u>お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式により<u>申込みをしていただきます</u>。 <u>2</u>当社は、以下の場合には、その申込みを承諾しない<u>ものとします</u>。 <u>4</u>電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにして<u>いただき</u>、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまに<u>おいて</u>講じていただきます。	<u>1</u>お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式により<u>申し込みます</u>。 <u>2</u>当社は、以下の場合には、その申込みを承諾しない<u>ことがあります</u>。 <u>4</u>電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにして、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまに講じていただきます。
第<u>7</u>条電気需給契約の成立および契約期間 <u>2</u>契約期間は、以下によります。 (<u>1</u>) 契約期間は需給開始日から<u>2</u>年目の日までとします。ただし、契約期間満了日の<u>1</u>月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による終了の意思表示がなされない<u>場合</u>には、本電気需給契約は、契約期間満了後も<u>1年</u>ごとに同一条件で継続<u>されるものとします</u>。 (<u>2</u>) 前号但書に基づき契約期間が更新される場合、お客さまに対する供給条件の説明および契約更新前の書面の交付については、当社が適切と判断した方法により<u>行い</u>、更新後の契約期間のみを<u>書面を交付することなく説明すること、および</u> 、契約更新後の書面交付<u>については</u>、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱い	第<u>7</u>条 電気需給契約の成立および契約期間 <u>2</u> 契約期間は、以下によります。 (<u>1</u>) 契約期間は需給開始日から <u>2</u> 年目の日までとします。ただし、契約期間満了日の <u>1 カ</u> 月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による終了の意思表示がなされない<u>とき</u>は、本電気需給契約は、契約期間満了後も <u>1年</u>ごとに同一条件で継続<u>されます</u>。 (<u>2</u>) 前号但書に基づき契約期間が<u>自動</u>更新される場合、お客さまに対する供給条件の説明および契約更新前の書面の交付については、当社が適切と判断した方法により<u>行います</u>。<u>当社は更新後の書面についてはお客さまに交付せずに</u>更新後の契約期間のみを<u>お客さまに説明します</u>。 (<u>3</u>) <u>前号の規定にかかわらず</u>、契約更新後の書面交付<u>を行う場合</u>は、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号

旧	新
について、あらかじめ承諾していただきます。 (3) 第1項にかかわらず、当社とお客さまとの契約成立以前に、お客さまがいずれの事業者とも契約関係がない状態で需要場所にて電気の使用を開始していた場合、その使用を開始した日を契約成立および需給開始の日として取り扱います。 3 お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等本契約に関する供給条件を記載した書面<u>については、遅滞なく</u>、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、<u>お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾していただきます。</u> 第8条 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところに<u>よるものとします。</u> 第10条 供給の開始 2 需給開始日は、以下のとおりとします。 (1) 需給開始日は、原則として、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等の開始日とします。 (2) 第7条（電気需給契約の成立および契約期間）<u>2(3)</u>の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものとします。	を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて、あらかじめ承諾していただきます。 (4) 1にかかわらず、当社とお客さまとの契約成立以前に、お客さまがいずれの事業者とも契約関係がない状態で需要場所にて電気の使用を開始していた場合、その使用を開始した日を契約成立および需給開始の日として取り扱います。 3 お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、<u>当社は、遅滞なく</u>本約款等本契約に関する供給条件を記載した書面<u>を</u>、当社が適切と判断した方法でお客さまに交付<u>します。</u> 第8条 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところに<u>限られます。</u> 第10条 供給の開始 2 需給開始日は、以下のとおりとします。 (1) 需給開始日は、原則として、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等の開始日とします。 (2) 第7条（電気需給契約の成立および契約期間）<u>2(4)</u>の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものと<u>みな</u>します。

旧	新
Ⅲ契約種別および料金 第 12 条 契約種別および電気料金 契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、本契約で個別に定める事項および別表 5（契約種別および電気料金等）に定めるところによります。 Ⅳ料金の算定および支払 第 14 条 料金の算定期間 2 1 における計量期間、検針期間および検針期間等とは、それぞれ以下の意味で使用します。 （3）検針期間等とは、当該一般送配電事業者の託送約款等の規定によって記録型計量器以外の計量器で計量される場合に適用されるもので、前月の検針日から当月の検針日前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、（1）によるものとします。）をいいます。 第 16 条 料金の算定および日割計算 1 料金は、以下の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定します。	Ⅲ契約種別および料金 第 12 条 契約種別および電気料金 契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、本契約で個別に定める事項および別表 5（契約種別および電気料金等）に定めるとおりとします。 Ⅳ料金の算定および支払 第 14 条 料金の算定期間 2 1 における計量期間、検針期間および検針期間等とは、それぞれ以下の意味で使用します。 （3）検針期間等とは、当該一般送配電事業者の託送約款等の規定によって記録型計量器以外の計量器で計量される場合に適用されるもので、前月の検針日から当月の検針日前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、（1）に定める期間とします。）をいいます。 第 16 条 料金の算定および日割計算 1 料金は、以下の場合を除き、料金の算定期間を「1 カ月」として算定します。

旧	新
(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量に応じて、別表 5(契約種別と電気料金等)6により日割計算をします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。 <u>(4) (1)、(2) および (3) によりがたい場合は、これに準じて算定します。</u> <u>5 1 (2)</u> の場合により日割計算をするとき、変更後の料金は、変更のあった日から適用<u>いたします</u>。 第 17 条 <u>料金の支払義務、支払方法および支払期日</u> 1 お客さまの料金の支払義務は、以下によります。 (1)当該一般送配電事業者から検針または計量の結果（以下「検針の結果等」といいます。）を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生<u>するものと</u>し、当社はこれに基づき料金の請求を行います。ただし、検針日または計量日に検針または計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日とします。 2 当社は、原則として、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。）に係る<u>請求額の明細書を当社 WEB サイトを通じて、お客さまに通知し、それをもってお客さまへの請求を行ったものと</u>します。 3 電気料金等の支払方法は、毎月、原則として、当社が指定する以下の方法に	(2) 電力量料金は、日割計算の対象算定期間の使用電力量に応じて、別表 5(契約種別と電気料金等)6により日割計算をします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象算定期間の使用電力量により算定します。 <u>5 1(2)</u> の場合により日割計算をするとき、変更後の料金は、変更のあった日から適用<u>されます</u>。 第 17 条 料金の支払義務、支払方法および支払期日 1 お客さまの料金の支払義務は、以下によります。 (1)当該一般送配電事業者から検針または計量の結果（以下「検針の結果等」といいます。）を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生し、当社はこれに基づき料金の請求を行います。ただし、検針日または計量日に検針または計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日とします。 2 当社は、原則として、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。）に係る<u>請求書</u>を当社 WEB <u>サイト上で電磁的な方法で発行</u>します。 3 電気料金等の支払方法は、毎月、原則として、当社が指定する以下の方法

旧	新
よります。 (1)口座振替（お客さまの指定する口座から<u>当社の口座へ</u>毎月継続して電気料金等を<u>振り替える</u>方法をいいます。）<u>この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</u> (2)<u>振込み（お客さまが、電気料金等を当社が指定した金融機関を通じて払込みにより支払う方法をいいます。）</u>なお、<u>この場合に振込手数料が発生する場合は</u>、お客さまの負担とします。 (3)(1)、(2)にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて支払っていただくことがあります。 4 お客さまが電気料金等を <u>3(1)または 3(2)により支払われる場合、以下のときに当社に対する支払がなされたものとします。</u> <u>(1)3(1)により支払われる場合は、電気料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</u> <u>(2)3(2)により支払われる場合は、電気料金等が当社の指定した金融機関に払い込まれたとき。</u> 5 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、<u>発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払っていただきます。</u>なお、<u>この場合の振込手数料は</u>お客さまの負担とします。 6 お客さまが、<u>別途電気料金その他の請求額に係る</u>請求書等の発行を希望される場合、以下の発行手数料<u>を電気料金等とともにお支払い頂きます。</u>	よります。 (1)口座振替（お客さまの指定する<u>銀行</u>口座から毎月継続して電気料金等を<u>引き落とす方法で支払うこと</u>をいいます。） (2)<u>銀行振込振込手数料</u>は、お客さまの負担とします。 (3)(1)、(2)にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて<u>お客さまに電気料金等を</u>支払っていただくことがあります。 4 お客さまが電気料金等を 3(<u>3)の方法にて支払ったときは、当社のグループ会社への支払いと同時に、お客さまの当社に対する当該電気料金等の支払義務は消滅します。</u> 5 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、原則として、<u>お客さまが、当社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。</u>振込手数料はお客さまの負担とします。 6 お客さまが、<u>紙</u>の請求書等の発行を希望される場合、以下の発行手数料<u>が発生します。</u>

旧	新
8 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わ<u>れ</u>ない場合には、<u>当社は</u>、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、<u>年 10%（閏年の日を含む期間についても、365 日当たり）の割合とします。）</u>の延滞利息を<u>お客さまから申し受けます</u>。 <u>98 による延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払っていただきます。</u> <u>10</u> お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わ<u>れ</u>ない場合には、<u>8 の規定に加え</u>、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。 第 18 条保証金 <u>1</u> 当社は、お客さまから、<u>供給の開始に先立って、または供給継続の条件として</u>、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、供給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。 <u>2 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までとします。</u> <u>3 当社は、本契約が終了した場合、または支払期日を経過してもなお電気料金</u><u>の全部または一部が支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。</u>	8 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、<u>法定利率</u>の割合<u>による</u>延滞利息を<u>当社に支払うもの</u><u>とします</u>。 <u>9</u> お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わない場合には、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。 第 18 条 保証金 <u>1</u> 当社は、お客さまから、予想月額料金の 3 <u>ヵ</u>月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、供給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。 <u>2 当社は、保証金と</u> 支払期日を経過<u>した</u>電気料金<u>とを対当額をもって、相殺</u>することが

旧	新
<u>4</u> 当社は、<u>第2項に定める保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、お客さまに対して保証金をお返しします。ただし、3により保証金をお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返しします。</u> V使用および供給 第20条 お客さまの協力 <u>2</u> 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が以下の（<u>1</u>）から（<u>6</u>）に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りを承諾<u>していただきます</u>。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。 <u>3</u> 電気の使用に伴うお客さまの協力 （<u>1</u>）お客さまの電気の使用が、以下の原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設<u>していただきます</u>。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。	<u>できます。</u> 当社は、<u>相殺による</u>保証金の<u>不足分を</u>お客さまに対して、<u>請求することができます。</u> V使用および供給 第20条 お客さまの協力 <u>2</u> 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が以下の（<u>1</u>）から（<u>6</u>）に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りを<u>あらかじめ</u>承諾<u>します</u>。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。 <u>3</u> 電気の使用に伴うお客さまの協力 （<u>1</u>）お客さまの電気の使用が、以下の原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設<u>します</u>。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担としま

旧	新
(2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、(1) に<u>準ずるものとします</u>。 <u>4</u> 用地確保等の協力 お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力<u>していただきます</u>。 <u>5</u> 施設場所の提供 以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を<u>お客さままたは当社が</u>求められた場合<u>には</u>、お客さまは、その場所を無償で提供<u>していただくものと</u>します。 <u>6</u> お客さまの電気工作物の使用 以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することが<u>できるものとします</u>。 <u>8</u> 保安等に対するお客さまの協力 (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者速やかにその旨を通知<u>していただきます</u>。 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>していただきます</u>。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>していただきます</u>。この場合、保安上特に	す。 (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、(1) に<u>準じます</u>。 <u>4</u> 用地確保等の協力 お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、<u>当社に協力します</u>。 <u>5</u> 施設場所の提供 以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合、お客さまは、その場所を無償で提供します。 <u>6</u> お客さまの電気工作物の使用 以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することが<u>できます</u>。 <u>8</u> 保安等に対するお客さまの協力 (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者速やかにその旨を通知<u>します</u>。 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>します</u>。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>します</u>。この場合、保安上特に必

旧	新
必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更<u>していただきます</u>。 <u>9</u> 一般送配電事業者との協議 <u>お客さまは</u>、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議<u>をしていた</u> <u>だくことがあります</u>。 第 24 条違約金 <u>1</u> お客さまが契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合、または電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、<u>当社は</u>、お客さま<u>から</u>その免れた金額の <u>3 倍</u>に相当する金額を、違約金として<u>申し受けます</u>。 <u>2</u> 1 の免れた金額は、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。 <u>3</u> <u>1</u> の不正に使用された期間が確認できない場合は、<u>6 月</u>以内で当社が決定した期間とします。 第 25 条損害賠償の免責 <u>3</u> 第 21 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第 30 条（お客さまによる電気需給契約の解約）によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第 32 条（当社による電気需給契約の<u>解約</u>等）の各号に該当したことにより <u>当社が</u>本契約<u>を解約</u>した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更<u>するものとします</u>。 <u>9</u> 一般送配電事業者との協議 当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、<u>お客さまは</u>、当該一般送配電事業者と<u>の協議に</u> <u>応じます</u>。 第 24 条違約金 <u>1</u> お客さまが契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合、または電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、お客さま<u>は</u>、その免れた金額の <u>3 倍</u>に相当する金額を、違約金として<u>当社に支払うものとします</u>。 <u>2</u> 1 の免れた金額<u>とは</u>、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。 <u>3</u> <u>1</u> の不正に使用された期間が確認できない場合は、<u>6 カ月</u>以内で当社が決定した期間とします。 第 25 条 損害賠償の免責 <u>3</u> 第 21 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第 30 条（お客さまによる電気需給契約の解約）によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第 32 条（当社による電気需給契約の<u>解除</u>等）の各号に該当したことにより本契約<u>が終了</u>した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

旧	新
<u>4</u> 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。 <u>5</u> <u>1</u> の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 <u>6</u> 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに直接、かつ現実が発生した通常の損害に限りこれを賠償するものとします。お客さまが受けた特別損害<u>および</u>間接損害 <u>(お客さまの逸失利益を含みます。)</u> については、当社はその責めを負いません。 <u>7</u> 当社が負担する損害賠償責任は、お客さまが当社に支払った電気料金の 1 カ月分を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。	<u>4</u> 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。 <u>5</u> <u>1</u> の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 <u>6</u> 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに直接、かつ現実が発生した通常の損害に限りこれを賠償するものとします。お客さまが受けた特別損害、<u>拡大損害、</u>間接損害<u>および</u>逸失利益については、当社はその責めを負いません。 <u>7</u> 当社が負担する損害賠償責任は、お客さまが当社に支払った電気料金の 1 カ月分を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
第 26 条設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を<u>損傷</u>し、または<u>亡失</u>したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、<u>当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</u>	第 26 条 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を<u>滅失</u>し、または<u>毀損</u>したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さま<u>は、当該請求額を当社に支払うものとします。</u>
第 27 条不可抗力 <u>2</u> 不可抗力による<u>解約</u> (<u>1</u>) <u>1</u> で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行が<u>出来</u>ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契	第 27 条 不可抗力 <u>2</u> 不可抗力による<u>解除</u> (<u>1</u>) <u>1</u> で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行が<u>でき</u>ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は

旧	新
約の全部または一部を解約することができます。 (2) 本項の解約に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。	本契約の全部または一部を解除することができます。 (2) 本項の解除に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。
VI契約の変更および終了 第 28 条電気需給契約の変更 1 お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、原則として、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものとします。 第 30 条お客さまによる電気需給契約の解約 1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1月前までに当社に対し書面または、当社が適切と判断した方法により通知（以下「解約通知」といいます。）していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知せずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。 2 本契約は、第 32 条（当社による電気需給契約の解約等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。	VI契約の変更および終了 第 28 条 電気需給契約の変更 1 お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、原則として、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準じます。 第 30 条 お客さまによる電気需給契約の解約 1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1 カ月前までに当社に対し書面または、当社が適切と判断した方法により通知（以下「解約通知」といいます。）していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなします。 2 本契約は、第 32 条（当社による電気需給契約の解除等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。

旧	新
(1)当社がお客様の解約通知を解約希望日の<u>1</u>月前の日の翌日以降に受けた場合は、当社が解約通知を受けた日から<u>1</u>月後に本契約が終了するものとします。 第 31 条需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算 <u>1</u>お客様が、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降<u>1</u>年未満で本契約を解約、または契約電力等を減少<u>しようとする</u>場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められ<u>る</u>場合は、<u>当社</u>はその精算金を<u>お客様に支払っていただきます</u>。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 <u>2</u>お客様が、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本電気需給契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められ<u>る場合</u>には、<u>当社</u>はその精算金を<u>お客様に支払っていただきます</u>。<u>ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません</u>。 第 32 条当社による電気需給契約の<u>解約</u>等 <u>1</u>お客様が、以下のいずれかに該当するときは、当社は本電気需給契約を<u>解約できるものとします</u>。なお、この場合には、当社は解約日の<u>15</u>日前までにその旨をお客様に書面<u>にてお知らせ</u>します。 (<u>1</u>) 第 21 条（供給の停止）によって、電気の供給<u>を</u>停止されることが明らかになった場合	(1) 当社がお客様の解約通知を解約希望日の<u>1</u><u>カ</u>月前の日の翌日以降に受けた場合は、当社が解約通知を受けた日から<u>1</u><u>カ</u>月後に本契約が終了します。 第 31 条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算 <u>1</u>お客様が、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降<u>1</u>年未満で本契約を解約、または契約電力等を減少<u>する</u>場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められ<u>た</u>場合は、<u>お客様</u>はその精算金を<u>当社に支払うものとします</u>。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 <u>2</u>お客様が、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本電気需給契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められ<u>た</u>場合は、<u>お客様</u>はその精算金を<u>当社に支払うものとします</u>。 第 32 条 当社による電気需給契約の<u>解除</u>等 <u>1</u>お客様が、以下のいずれかに該当するときは、当社は本電気需給契約を<u>解除できます</u>。なお、この場合には、当社は解約日の<u>15</u>日前までにその旨をお客様に書面<u>で通知</u>します。 (<u>1</u>) 第 21 条（供給の停止）によって、電気の供給<u>が</u>停止されることが明らかになった場合

旧	新
<u>2</u> 当社は、お客さまの登録住所宛へ発送した通知書面が、当該住所に配達されることをもって、万が一お客さまの都合で当該書面を受領されなかった場合でも、<u>解約通知のお知らせがあった</u>ものとみなします。 <u>3</u> お客さまが第 <u>1</u> 項のいずれかに該当した場合には、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を<u>失うものとし</u>、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。 <u>4</u> 当社は、第 <u>1</u> 項の他、事業撤退等またはその他の事由で、お客さまに <u>3 ヶ</u> 月前に通知することにより本電気需給契約を中途解約することが<u>できるものとします</u>。	<u>2</u> 前項における当社からの契約解除の通知方法は、<u>原則として、当社からお客さまの登録住所に書面を郵送する方法によるものとし</u>、万が一お客さまが住所変更を怠ったことなどによって、当該書面が到達しなかった場合でも、<u>解除通知は通常到達すべきときに到達された</u>ものとみなします。 <u>3</u> お客さまが第 <u>1</u> 項のいずれかに該当した場合には、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を<u>失い</u>、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。 <u>4</u> 当社は、第 <u>1</u> 項の他、事業撤退等またはその他の事由で、お客さまに <u>3 カ</u> 月前に通知することにより本電気需給契約を中途解約することが<u>できま</u><u>す</u>。
第 34 条 契約終了後の債権債務 本契約は、契約期間満了、解約または解除により終了します。ただし、本契約に基づく料金の支払義務その他の債権債務については、本契約の終了後も、なお存続<u>するもの</u>とします。	第 34 条 契約終了後の債権債務 本契約は、契約期間満了、解約または解除により終了します。ただし、本契約に基づく料金の支払義務その他の債権債務については、本契約の終了後も、なお存続します。
VII その他 第 35 条 守秘義務 当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、<u>本契約にかかわる</u>相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとし	VII その他 第 35 条 守秘義務 当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものと

旧	新
ます。 (2) 当社が、<u>本契約の履行に関連して</u>当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関または媒介者等に<u>対し</u>情報開示が<u>必要である</u>場合 (3) 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し必要な<u>範囲内</u>で情報開示する場合。なお、この場合<u>において</u>、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守<u>させるもの</u>とします。 第 37 条反社会的勢力の排除 <u>1</u> 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除<u>できるものとします</u>。 <u>2</u> 当社およびお客さまは、<u>前項</u>各号に基づく解除により、解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。	します。 (2) 当社が、当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関または媒介者等に<u>対して本契約の履行に必要な情報を</u>開示する場合 (3) 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し<u>本契約の履行に必要な情報を</u>開示する場合。なお、この場合、<u>当社は</u>、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守<u>させます</u>。 第 37 条反社会的勢力の排除 <u>1</u> 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除<u>できます</u>。 <u>2</u> 当社およびお客さまは、<u>1</u>の各号に基づく解除により、解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。 第38条 <u>カスタマーハラスメントの禁止</u> <u>1 お客さまは、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ってはならないものとします。</u> <u>(1) 身体的な攻撃（暴行、傷害）</u> <u>(2) 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）</u> <u>(3) 威圧的な言動（威嚇行為）</u> <u>(4) 土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求</u>

旧	新
<u>第 38 条</u> 準拠法 本契約の成立、効力、解釈および履行については、<u>日本国法</u>に準拠<u>するもの</u>とします。 <u>第 39 条</u> 管轄裁判所 本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	<u>(5) 継続的な言動または執拗な言動（繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む）</u> <u>(6) 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為）</u> <u>(7) 差別的な言動</u> <u>(8) 性的な言動、要求</u> <u>(9) 従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む）</u> <u>(10) 過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む）</u> <u>(11) SNS やインターネットでの誹謗中傷</u> <u>(12) 無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影</u> <u>2 当社は、カスタマーハラスメントについて、警察および弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。</u> <u>第 39 条</u> 準拠法 本契約の成立、効力、解釈および履行については、<u>日本法</u>に準拠します。 <u>第 40 条</u> 管轄裁判所 本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

旧	新
別表 5 契約種別および電気料金等 3 従量電灯 (6)料金基本料金、最低料金、電力量料金は、契約種別ごとに本契約で定めるところによります。料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額を加減するものとします。 〈電源調整費〉 ハ当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに対し請求することができるものとします。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。当社は、分割請求を行う場合、対象となるお客さま、料金項目、分割回数等を事前に当社のウェブサイトにて公表するものとします。 4 低圧電力 (4)料金基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本契約で定めるところによります。料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再	2025年5月25日改訂 別表 5 契約種別および電気料金等 3 従量電灯 (6)料金基本料金、最低料金、電力量料金は、契約種別ごとに本契約で定めるところによります。料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額を加減します。 〈電源調整費〉 ハ当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに対し請求することができます。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 4 低圧電力 (4) 料金基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本契約で定めるところによります。料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再

旧	新
生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額を加減<u>するものと</u>します。 〈電源調整費〉 ハ 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに<u>対し</u>請求することが<u>できるものとします</u>。 分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。<u>当社は、分割請求を行う場合、対象となるお客さま、料金項目、分割回数等を事前に当社のウェブサイトにて公表するものとします</u>。 6 日割計算の基本算式日割計算の基本算式は以下のとおりとします。 (4) (<u>2</u>) イまたはロに規定する契約種別以外で、最低料金を設定する契約種別の場合は、とくに定めのある場合を除き、各契約種別の規定に基づき、イからロに<u>準ずるものとします</u>。	生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額を加減します。 〈電源調整費〉 ハ 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに請求することが<u>できます</u>。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 6 日割計算の基本算式日割計算の基本算式は以下のとおりとします。 (4) (<u>2</u>) イまたはロに規定する契約種別以外で、最低料金を設定する契約種別の場合は、とくに定めのある場合を除き、各契約種別の規定に基づき、イからロに<u>準じます</u>。